



ダイバーシティ推進委員会表彰制度細則

2021年10月26日 表彰・推薦小委員会承認

(目的)

第1条 本細則は「ダイバーシティ推進委員会規程」(1201)第2条に基づき、「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110)を準用し、ダイバーシティ推進委員会(以下、「委員会」という)の表彰制度について定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 原子力・放射線分野のダイバーシティ推進の奨励を目的とし、本分野における貢献に対して、委員会として「ダイバーシティ推進貢献賞」を贈呈し表彰する。

(受賞資格)

第3条 ダイバーシティ推進貢献賞の受賞の対象は、年会あるいは大会において、ダイバーシティ推進に関して優れた発表を行った個人またはグループとする。

(選考方法・選考対象)

第4条 受賞候補者の選考は、選考小委員会にて実施する。

2 選考小委員会委員長は、委員会の委員長とする。

3 選考小委員会の委員は、選考小委員会委員長が選任する。

(表彰時期)

第5条 ダイバーシティ推進貢献賞の表彰は、原則として年会あるいは大会の委員会セッションにて行う。

(改定)

第6条 本細則の改定は、委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

(その他)

第7条 本細則の変更および本細則に規定されていない事項については、委員会において協議する。

附則

1 2021年8月19日 第1回ダイバーシティ推進委員会制定

2021年10月26日 表彰・推薦小委員会承認, 同日施行